

## 〈資料紹介〉

## 新収蔵品紹介

講師 平野 寿 則  
(日本近世史・仏教史)

博物館の社会的役割の一つに、資料の収集がある。本学博物館は、主に仏教・真宗文化財を核として体系的に構成されるが、合わせて、本学が立地する「京都」に関する資料についても、漸次その収集に努めている。ここでは、近年、新たに収蔵品に加わった京都の町文書二点について紹介したい。

まず一つは、現在、下京区高倉通り松原下る西入るに所在する福田寺町に伝来した共有文書である。福田寺町の名は、慶長三年(1598)、豊国社の造営に際して、東山汁谷(現東山区渋谷)から当地に移転された福田寺に因むとされる(『京都坊目誌』)。また当町は、長香寺(現下京区)の南辺に接して、町内を鉤形に辻子に通っていたことから、「長香寺ノ辻子」とも称されたという(『同上』)。\*図版1

伝存する文書群は約750点で、年代は江戸時代後期の文政年間から幕末、明治・大正に至る。その内容は、町の行政・財政・戸口、その他、借家・金銭の貸借や屋敷地の売買に関する文書に大別することができる。まず、行政に関するものとしては、町奉行所から布達された「触書」の写をはじめ、町年寄がその勤役を記した「町用日記」や、各町に割り

当てられた軒役(町役)の勘定帳、「町中示合一札」といった町式目などがある。次に、財政関係については、「町入用覚」や「買物帳」といった町政の運営に必要な諸経費の帳簿や、町の共済金融に関する「講金証文」「鬮勘定帳」などが挙げられる。さらに、戸口については、町内人数の改め帳や「人別送り状」「宗旨請状」(借家居住に際して発行された証明書)、近代の戸籍改めに関する冊子などがみられる。その他では、とくに「借家請状印鑑」や「宿料請取帳」、借家の貸借に関する証書類が多数伝存する。

さて、この福田寺町の文書群の中に「町中有物控」(嘉永四年)という横帳の冊子がある。これは町役人によって管理・継承されてきた帳箱の中身を書き上げたものらしく、「古箱入」と「帳筆筒入」の分があり、先に紹介したものも含め、伝存する文書と符合するものがみられる。しかし、一方では「一、古触状 壹巻」「一、古年貢帳面 貳拾四冊」「一、古宗門帳 壹くゝり」「一、三条大橋御制札之写 壹冊」など、現時点で確認できないものもあり、本来は、かなり纏まった共有文書であったことが知られ、今日に至る過程で散逸したことが惜まれる。\*図版2

次の一点は、現在、中京区六角通り寺町西入るに所在する八百屋町に伝来した町文書である。八百屋町は、東西の六角通りを挟んで形成した両側町で、町の東には寺町通り、西には麩屋町通り、そして、町の中央部東寄りを御幸町通りが、それぞれ南北に通る。江戸時代には、「じゅずや」「いはるや」「そうれいのこしのり物や」など、仏具・葬具を取り扱



図版1



図版 2

う職商人が多く居住していたようである(『京雀跡追』)。

文書群は、近世中期の天和年間から幕末・明治にかけて、約500点が伝存する。内容的には、家屋敷地の沽券状、借家・金銭貸借の証書類をはじめ、町内居住や養子・縁組などに関わる人別送状や寺請状がほとんどである。町の行政・財政関係の文書については、幕末の異国船渡来や異人雑説に関する触書の写、光格・仁孝・孝明天皇の葬送に関する諸入用覚がある他は見当たらない。また文書群は、土地や家屋、借家・金銭関係、一件書留等ごとに、帯封や袋に番号と見出しを付して整理がおこなわれており、福田寺町文書と同様に、町の共有文書として管理・継承されてきたことを理解することができる。

このように整理された中に、誓願寺(現中京区桜之町)境内における芝居興行に関する一括文書がある。内容は天保四年(1833)、誓願寺境内での芝居興行をめぐる、建仁寺門前下柳町の芝居名代津川大吉、誓願寺役者、および八百屋町を含む西雲組の組町(六町)と石橋町(三条東五町組、現中京区三条通寺町東入)の三者間に起こった訴訟一件である。これが八百屋町文書として伝来したのは、当時、当町が西雲組の組町惣代を勤めていたからである。\*図版3

若干、事件の顛末を紹介すると、次の通りである。七町方と誓願寺の間では、以前より、芝居興行に地貸ししない取り決めがなさ



図版 3

れていたところ、今回、誓願寺の方丈台所方が、不勝手を理由に津川方と地貸しの内談をしたことによって、両者の間に齟齬が生じたのである。結果的には、七町方が誓願寺および津川方から約定書を取り、天保四年から三年間の年数を限って芝居興行を許可することになった。

その他にも、文書の内容からは、過去に誓願寺の借財返済を六町方が世話したことや、永楽町方(現中京区寺町通三条下西側)では、「前町之義ニ付御差支多く」を理由に、最後まで反対していたこと、また芝居興行は、先の三年間の後、さらに天保八年から三年間の延長が承諾されたことなど、解決に至る過程だけでなく、当事者間の利害関係やその社会的な背景を窺い知ることができる。

このように地域に伝存する文書資料は、その地域の歴史的な営みを現在に伝える貴重な文化財である。そうした文化財は、歴史的な時間の中で、人から人へと大切に伝えられてきた共有の財産であり、これを後世に継承していくことは我々の責務である。資料の収集・保存・整理、さらには展示・調査研究・教育普及活動を通して、地域に根ざした大学博物館としての社会的な役割を、今後とも確実に果たしていかなければならない。